

汚水処理施設の最適化と 広域連携の推進について

ガイドラインでの主な整理事項

- 各ガイドラインの策定にあたっては、下記の改訂のポイントに留意しながら、検討を行い、広域連携・汚水処理の最適化の基本的な考え方等について整理。

	広域連携ガイドライン	汚水処理の最適化ガイドライン
改訂のポイント	● 施設の共同化にとどまらない事業運営の一体化を含め広域連携の取組全体を解説 ● 広域連携のメリット等の共有や検討方法、段階的な進め方等を解説	● 汚水処理施設の概成後の持続可能な汚水処理につながる、汚水処理システム全体を最適なものにする見直しを解説 ● 特に、人口減少下で下水道(集約型)から浄化槽(分散型)へ転換する場合の検討方法や手続き等を解説
主な整理事項	● 広域連携推進の基本的な考え方 ● 広域連携推進計画に記載すべき事項	● 汚水処理の最適化の基本的な考え方 ● 汚水処理の最適化の検討手順

汚水処理施設の最適化と広域連携の推進に係る計画とガイドラインの位置づけ

第1回検討会資料より再掲

＜現在＞

大目標：概成

都道府県構想

- 中期（10年程度）
汚水処理の「概成」を目指す

・10年概成アクションプラン

- 長期（20～30年）

広域化・共同化計画

- 連携項目（ハード・ソフト）やスケジュール等を記載
- 【ソフト】業務・事務の共同化
- 【ハード】汚水処理施設の統廃合、汚泥の集約処理
- ・短期的（5年程度）中期的（10年程度）な計画
- ・長期的な方針（20～30年）

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル（平成26年1月）

- ・広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）（令和2年4月）
- ・広域化・共同化計画実施マニュアル（令和6年4月）

移行

＜今後＞

大目標：
持続可能な汚水処理

汚水処理施設の最適化に関する計画（プラン）

「持続的な経営体制の確保」や「効率的な施設基盤の強化」を目指す

・整備予定区域と整備済み区域の施設整備計画

広域連携の推進に関する計画

複数自治体による「持続的な経営体制の確保」や「効率的な施設基盤の強化」を記載

- 持続的な経営体制の確保
 - ・事業運営の一体化
 - ・点検や改築を他の自治体が代行

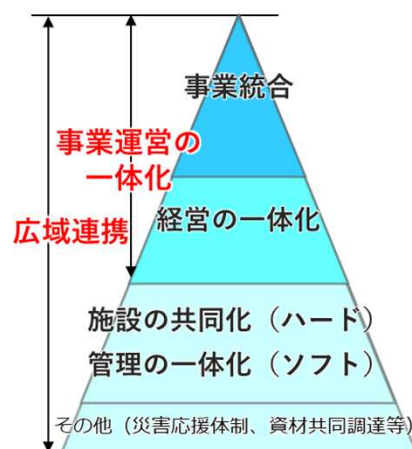
- 効率的な施設基盤の強化
 - ・汚水処理施設の統廃合、汚泥の集約処理

広域連携の推進に関するガイドライン

※計画策定編と計画実施編で必要な内容は既存のマニュアルから移行

汚水処理施設の最適化に関するガイドライン

※汚水処理普及に向けた基本的な考えは、都道府県構想策定マニュアルを参照



汚水処理施設の最適化と広域連携推進計画とガイドラインの位置づけ

<現在>大目標：概成

都道府県構想

- 中期（10年程度）
汚水処理の「概成」を目指す

・10年概成アクションプラン

- 長期（20～30年）

広域化・共同化計画

- 連携項目（ハード・ソフト）やスケジュール等を記載

【ソフト】業務・事務の共同化

【ハード】汚水処理施設の統廃合、汚泥の集約処理

- ・短期的（5年程度）中期的（10年程度）な計画
- ・長期的な方針（20～30年）

汚水処理として、
都道府県全域単位での
作成を想定

持続的な汚水処理システム構築に
向けた都道府県構想策定マニュアル
（平成26年1月）

- ・広域化・共同化計画策定
マニュアル（改訂版）
（令和2年4月）
- ・広域化・共同化計画実施
マニュアル
（令和6年4月）

※2 都道府県全域あるいは複数市
町村で構成するブロック単位での作
成を想定

<今後>大目標：持続可能な汚水処理

（仮称）汚水処理施設の最適化プラン

各都道府県において、持続可能な汚水処理事業運営のため、施設最適化図※1と広域連携の取組を定めたプラン

■汚水処理施設最適化図

- ・自治体内あるいは自治体間の汚水処理の最適化方針を
とりまとめて最適化図の作成

■広域連携の取組

- ・「広域化・共同化計画」に記載のある汚水処理施設の
統廃合等の取組内容を、最新状況を踏まえ記載

汚水処理として、
都道府県全域単位での
作成を想定

整合性確認

広域連携推進計画

複数の下水道管理者による「持続的な経営体制の確保」
や「効率的な施設基盤の強化」を記載

■持続的な経営体制の確保

- ・事業運営の一体化
- ・点検、修繕、改築を他の自治体が代行

■効率的な施設基盤の強化

- ・汚水処理施設の統廃合、汚泥の集約処理

※まずは、「広域化・共同化計画」等のブロック単位で
策定可能。

将来的には、都道府県全体での計画を目指す。

※他の汚水処理事業を計画に含めることも可能。

下水道を主として、
エリア別※2で想定
下水道法第三十一条の二

※1汚水処理が必要な区域で最適な汚水処理施設を選択
していることが表示されている図

汚水処理施設の最適化に関するガイドライン

・汚水処理施設の最適化の考え方や留意事項をまとめたもの
※既存のマニュアルのうち特に必要・有効な内容はガイドラインに盛り込むが、汚水処理の最適化と広域連携の推進に取り組むにあたっては、当面、新たなガイドラインと既存のマニュアルを併用して参考にすることを想定している。

広域連携の推進に関するガイドライン

・広域連携の取り組み方や留意事項をまとめたもの
※既存のマニュアルのうち特に必要・有効な内容はガイドラインに盛り込むが、汚水処理の最適化と広域連携の推進に取り組むにあたっては、当面、新たなガイドラインと既存のマニュアルを併用して参考にすることを想定している。

汚水処理の最適化に関するガイドライン

意見	対応方針
浄化槽転換を検討するため、自治体内部の下水道部局と浄化槽を担当する環境衛生部局との間であらかじめよく連携することを盛り込んでほしい。	● 汚水処理の最適化を行う際には、関係者間での協議・連携が重要である旨を、ガイドラインに明記する。
未普及地域について着手が遅れて整備途上のエリアもある中で、見直しを進めるにあたっては、市街化区域で下水道整備が前提ではないことを示すとともに、下水道整備の基本的考え方の4つの視点(人口減少、整備効果、まちづくり、事業運営の持続性)について、(変える判断をしやすくなるよう)より踏み込んで具体的に考え方等をガイドラインに記載してほしい。	● 汚水処理施設未整備区域(下水道の整備予定区域)における見直し検討フローで整理する。
真に下水道を整備するエリアについて、都道府県構想では、家屋間距離の費用比較で決めていたが、今回の案では4つの観点で浄化槽転換を検討することとなっている。実際に転換される場所のイメージを示してほしい。	● 汚水処理施設未整備区域(下水道の整備予定区域)における見直し検討フローに整理する。ガイドラインで示す。
複数財源の組合せについては、長期的な見通しを考えると、使用料は見込みやすいが、国費支援は不確定な部分が多いため、国費支援をどう見込んでいくのか考え方等を示してもらえるとよい。	● 汚水処理施設未整備区域(下水道の整備予定区域)における見直し検討フローにおいて複数の財源を組み合わせ、適切に事業運営の視点で判断することを明記する。
浄化槽転換について、官民連携の公設民営で維持管理を行っているような事例があれば参考になるので示してほしい。	● 現時点で事例はないが、今後様々な事例が出てくることが想定されるので、必要に応じてガイドラインの見直し、事例の追加を行う予定。
今回の資料はあくまでも下水道から浄化槽への転換のことであり農業集落排水を同一に扱うことはできないと思うし、別途に農業集落排水でも再編計画の手引きを作っているの、ガイドラインにするときにはよく調整を図ってほしい。	● 必要に応じて、「農業集落排水の再編計画の手引き」を確認することを明記する。
下水道と浄化槽は同等の汚水処理が可能な施設であることを、しっかりと住民に示していくことが合意形成につながる。また、浄化槽を設置してからでないと実際の転換ができないため、これらを記載してほしい。	● 浄化槽の性能や特徴をガイドラインに明記する。

汚水処理施設の最適化に関するガイドラインの目次構成(案)

- 真に下水道整備が必要な区域を自治体職員が判断できるように、Ⅰ章Ⅱ章では汚水処理の最適化の基本的な考え方、Ⅲ章で汚水処理最適化の検討手順を丁寧に解説。Ⅳ章以降で各種手続き等について記載。

Ⅰ章 総論

- 1-1 ガイドラインの内容

1-1-1 ガイドライン再編の目的
 1-1-2 ガイドラインの構成と内容

1-1-3 ガイドラインの適用範囲
 1-1-4 汚水処理の最適化の取組と今後の見通し

Ⅱ章 汚水処理最適化の推進

- 2-1 汚水処理の最適化の基本的な考え方

2-1-1 汚水処理の最適化の基本的な考え方
 2-1-2 汚水処理の最適化の必要性
 2-1-3 汚水処理の最適化により期待される効果

2-1-4 汚水処理の最適化の留意点
 2-1-5 都道府県と市町村との役割分担
 2-1-6 汚水処理の最適化の進め方
 2-2 汚水処理最適化プランの作成

2-2-1 汚水処理最適化プランの位置づけ
 2-2-2 汚水処理最適化プランに記載すべき事項

Ⅲ章 汚水処理の最適化手法の検討

- 3-1 汚水処理の最適化手法の検討手順

3-1-1 検討における基本概念
 3-1-2 検討フロー

3-2 整備予定区域の見直し

3-2-1 整備予定区域の見直しの考え方
 3-2-2 検討区域の設定
 3-2-3 検討区域毎の将来人口等の設定
 3-2-4 概略検討
 3-2-5 詳細検討

3-2-5-1 整備効果や運営持続性からの検討
 3-2-5-2 まちづくりや地域の実情の観点からの検討

既整備区域

3-3 整備済み区域の見直し

3-2-1 整備予定区域の見直しの考え方
 3-3-2 検討区域の設定
 3-3-3 検討区域毎の将来人口等の設定
 3-3-4 概略検討
 3-3-5 詳細検討

3-3-5-1 整備効果や運営持続性からの検討
 3-3-5-2 まちづくりや地域の実情の観点からの検討

Ⅳ章 汚水処理の最適化検討の各種手続き・合意形成・財政支援

- 4-1 各種手続き

4-2 合意形成

4-3 財政支援

4-4 下水道施設の撤去

4-5 組織・会計

Ⅴ章 汚泥処理の最適化

- 5-1 汚泥処理の基本方針・計画

Ⅵ章 汚水処理施設の最適化における住民関与と進捗状況等の見える化

- 6-1 汚水処理施設の最適化の進捗状況等の見える化

下水道整備予定区域及び整備済み区域の見直しの方法(案)

第3回検討会資料より再掲

- 今後の下水道整備が必要な地域の視点・考え方(案)を踏まえ、以下の見直しフローに基づき下水道整備予定区域及び整備済み区域の見直しを行い、真に下水道整備が必要な地域を選定する。

下水道整備予定区域及び整備済み区域の見直しのフロー(案)

※整備予定区域、整備済み区域ともに適用する

検討区域の設定

<下水道整備の基本的な考え方に基づく概略検討>

- ①人口減少の視点 ……例 人口密度、人口減少率 等
- ②整備効果の確保の視点 ……例 合併処理浄化槽の人口割合、下水道接続率 等
- ③まちづくりとの連携の視点 ……例 人口や産業の集積を図るべき地域等に該当 等
- ※①と密接に検討すること
- ④下水道の事業運営の視点 ……例 中長期見通しの作成 等
- ※①、②の検討を踏まえること

すべて満たす

1つでも満たさない

あり

地域の実情
に関する課題や懸念

なし

下水道が有利かつ
早期整備が可能

詳細検討

浄化槽が
有利

下水道整備

浄化槽転換

汚水処理施設(特に下水道)の最適化をするための詳細検討の方法(案)

※整備予定区域、整備済み区域ともに適用する

■検討区域の単位

未整備区域を「一定の家屋集合体」に細分し、検討単位区域とする。
(既整備区域を拡張する場合については、既整備区域の将来の人口を踏まえて設定)

■評価の方法

20～30年後の人口や年齢構成を評価して、検討区域ごとに、(1)、(2)の検討を実施

(1)整備効果や運営持続性からの検討(概略検討①②④の関連)

- 将来の人口(20～30年後の人口やそれまでの減少率、高齢者の人口割合など)
- 効果発現の確実性(未整備区域については、これまでの下水道の接続率、合併浄化槽での処理人口割合が高ければ下水道を整備しない等)
- 下記の事項を踏まえたコスト比較
 - ・事業の採算性(複数の財源を組み合わせ、どこまで負担可能かなど)
 - ・寒冷地などの地域特性(地域の実情に応じた費用を考慮)

下水道を整備

資本費
管渠等の整備
※処理場を含む

維持管理費
処理場・管渠等

浄化槽を整備

資本費
浄化槽
の整備

維持管理費
浄化槽

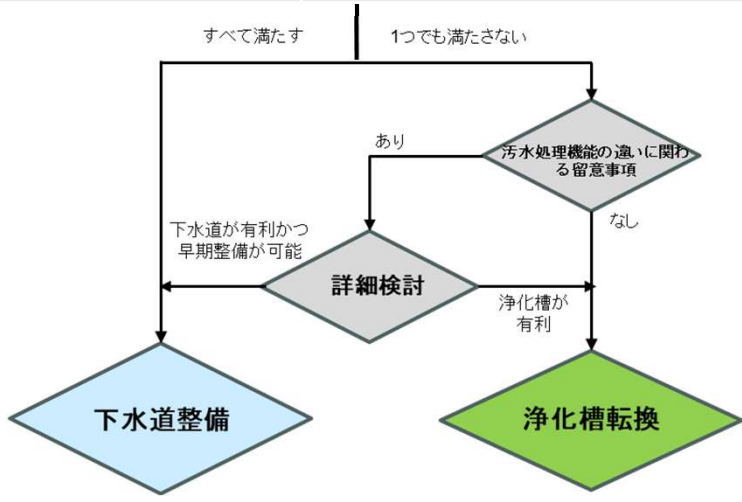
(2)まちづくりや地域の実情の観点からの検討(概略検討③の関連)

- 都市計画との整合(都市計画上の区域設定、居住誘導区域などの土地利用)
- 耐災害性(土砂災害などのリスクがあるエリアでの整備の適否や復旧の早さなどを考慮)
- 水質保全:水質保全上、問題とならない放流先が確保できるか
- 自治体及び業者の両面から適切に維持管理ができる体制が十分確保できるか(確保できる見通しがあるか)

※下水道が有利と判断された区域においても、早期整備が見込めない区域については、浄化槽区域へ切り替えることを原則とする。

● 未整備区域における汚水処理最適化は、人口減少、整備効果、まちづくりとの連携、事業運営の持続性の視点を踏まえ、下記の通り検討を行い、下水道は真に必要な地域を見極めて整備する。

検討区域の設定		
視点	下水道の整備を選択する場合の判断材料	指標や水準の目安の例
①人口減少の視点	20年後の人口密度が一定の水準以上であること 20年後の人口のもとで、下水道を整備する方が、合併浄化槽を整備するよりも維持管理も含めたトータルコストで有利であること	20年後の人口密度【40人/ha】※以上であること。または、居住誘導区域、都市機能誘導区域であること ※人口集中地区の定義において、人口密度の高い基礎単位として位置づけられているもの(総務省統計局) - 下水道整備費が【130万円/人】以下であること(別紙で算出方法を解説)
②整備効果の確保の視点	- 下水道への接続意向の割合が一定の水準以上であること(例:下水道への接続意向の割合が半数を占めていることなど) ※寒冷地など地域の実情に応じた費用を考慮する	-
③まちづくりとの連携の視点	土地利用の見通しとして、人口・産業※1を集積させる計画を作成・公表または作成に向けた具体的な取組を開始・公表していること	(再掲)居住誘導区域、都市機能誘導区域であること
④下水道の事業運営の持続性の視点	- 必要コストに対して、地域の人口動態、施設の状況、改築需要、財政力等に応じて、複数の財源※2を適切に組み合わせながら、各財源でどこまで負担可能かを検討して判断していること(使用料金の改定を含む) - また、対象地域の整備以外でも下水道区域全体として老朽化対策が着実に見える見通しがあること。	-



汚水処理機能の違いに関わる留意事項のイメージ

- 浄化槽の設置用地の確保
- 水質上の配慮（水質基準への影響や放流先に農業用ため池などがある場合）
- 浄化槽の維持管理体制の確保（維持管理業者や汚泥受入れ先等）
- 地区全体で浄化槽汚泥の除去作業が必要となることについて、地区の意向の確認が必要である。
- 流域下水道の幹線整備や道路等他のインフラ事業の進捗調整に伴い、下水道整備が実施できない。
- 工場からの排水等のうち、浄化槽法の対象外となる排水処理方法等の確保
- 放流先の確保（道路側溝等）

※1 国家広域的なプロジェクトとしての高度な産業立地、製造業・商業などの産業集積、居住の拠点

※2 複数の財源
企業債：世代間負担の公平につながる財源
使用料：受益者負担の原則に基づき日常的な維持管理を支える財源
国庫補助金：公益性、政策性の高い事業について国による重点的な支援を受ける財源
地方交付税：地域間の財政力格差を調整する財源
一般会計繰入：雨水公費・汚水私費の原則に基づき雨水対策など公益性の高い事業の実施に充当する財源

下水道に要するコストについて(130万円/人の前提や導入の考え方)

- 浄化槽の躯体の耐用年数を40年、機器の耐用年数を10年とし、浄化槽及び下水道維持管理の50年間の総費用を年割りし、1年・1人当たり費用を算出し、下水道建設費の上限値を基準値として設定
- 各自治体において、下水道更新費用を20年後の人口で割り戻した費用で基準値と比較。

$$\text{浄化槽の総費用(A+B+C)} - \text{下水道の維持管理費(D)} = \text{下水道建設費の上限額(E)}$$

※端数調整の関係上、表示額の合計に誤差が生じる場合がある。

下水道で整備	維持管理費(D) 166,517	下水道建設費の上限額(E) 1,262,434 (採用値 130万円/人)		
浄化槽で整備	初期建設費(A) 484,624	更新費(B) 135,841	維持管理費(C) (50年分) 808,484	

1人あたりの下水道建設費上限額 130万円/人

費用比較

自治体の算出する下水道建設費/20年後の人口

項目	円/人
A 浄化槽 初期建設費	484,624
B 浄化槽 更新費 (躯体1回・機器4回)	135,841
C 浄化槽 維持管理費	808,484
総費用	1,428,950
D 下水道 維持管理費	166,517
E=(A+B+C)-D 下水道建設費の上限額	1,262,434 (≒1,300,000)

※標準ケース(一般地域・通常型)、評価期間50年、割引率4.0%

参考: ケース別の上限額	円/人
標準(一般地域・通常型)	1,262,434
豪雪地	1,346,398

区分	項目	前提条件	出典
費用項目	建設費	5人槽1基あたりの建設費(83.7万円、豪雪地帯97.8万円を1世帯の人数2.15人で除す。	・持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省 ・集合処理方式から個別処理方式への転換に関するQ&A(総務省、令和8年3月) ・R7国勢調査
		5人槽1基あたりの年間維持管理費(6.5万円/(基・年)を1世帯の人数2.15人で除す。	
	更新費	躯体 耐用年数40年、50年間で1回更新。建設費の95%(躯体55%+工事費40%)	
		機器 耐用年数10年、50年間で4回更新(躯体更新時を除いて計上)。建設費の5%	
下水道	維持管理費	(管路+処理場の年間維持管理費)÷污水处理人口	令和4年度版 下水道統計
算定条件	物価変動	費用はすべて建設工事費デフレーターにより2025年度価格に補正	国土交通省「建設工事費デフレーター」
	割引率	4.0%	国土交通省「費用便益分析に関する技術指針(共通編)」令和7年9月改定、「下水道事業における費用効果分析マニュアル」令和5年9月改定

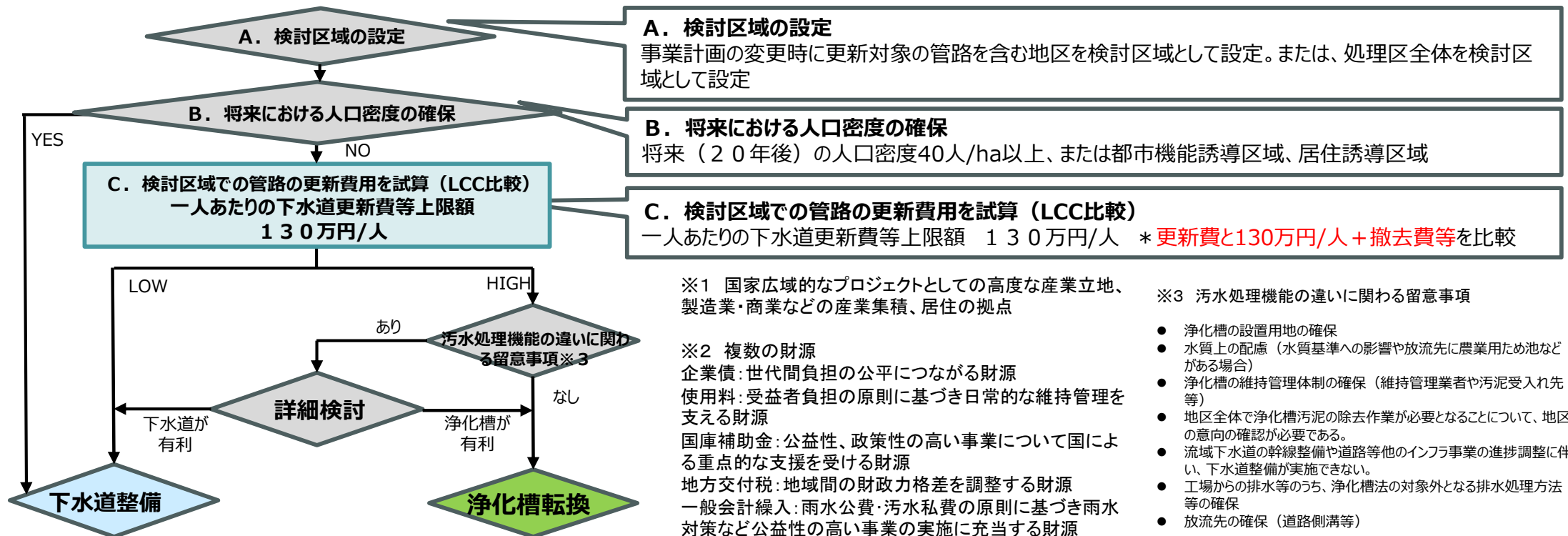
※この費用の数値は時間経過等により変わりうるものであり、令和8年時点の目安値

下水道の既整備区域における見直し検討フロー(概略検討)(案) 国土交通省

- 既整備区域における汚水処理最適化は、人口減少、整備効果、まちづくりとの連携、事業運営の持続性の視点を踏まえ、下記の通り検討を行い、下水道については、継続か浄化槽転換かを合理的に選択する。

視点	下水道の整備を選択する場合の判断材料	指標や水準の目安の例
①人口減少の視点 ②整備効果の確保の視点	20年後の人口密度が一定の水準以上であること 20年後の人口のもとで、下水道を整備する方が、合併浄化槽を整備するよりも維持管理も含めたトータルコストで有利であること	20年後の人口密度【40人/ha】以上であること(人口集中地区の定義より)または、居住誘導区域、都市機能誘導区域であること - 下水道更新費費が【130万円/人+撤去費等】以下であること(別紙で算出方法を解説)
③まちづくりとの連携の視点	土地利用の見通しとして、人口・産業※を集積させる計画を作成・公表または作成に向けた具体的な取組を開始・公表していること	(再掲)居住誘導区域、都市機能誘導区域であること
④下水道の事業運営の持続性の視点	- 必要コストに対して、地域の人口動態、施設の状況、改築需要、財政力等に応じて、複数の財源※を適切に組み合わせながら、各財源でどこまで負担可能かを検討して判断していること(使用料金の改定を含む) - また、対象地域の整備以外でも下水道区域全体として老朽化対策が着実に進める見通しがあること。	

＜人口減少に関する検討のフロー＞



下水道に要するコストについて(130万円/人+撤去費等の前提や導入の考え方)

国土交通省

- 浄化槽及び下水道維持管理の50年間の総費用を年割りし、1年・1人当たり費用を算出し、下水道更新費等の上限値を基準値として設定
- 各自治体において、下水道更新費用を20年後の人口で割り戻した費用で基準値と比較。

浄化槽の総費用(A+B+C) - 下水道の維持管理費(D) = 下水道更新費等の上限額 = 下水道更新費(E) - 管路撤去費等(F)

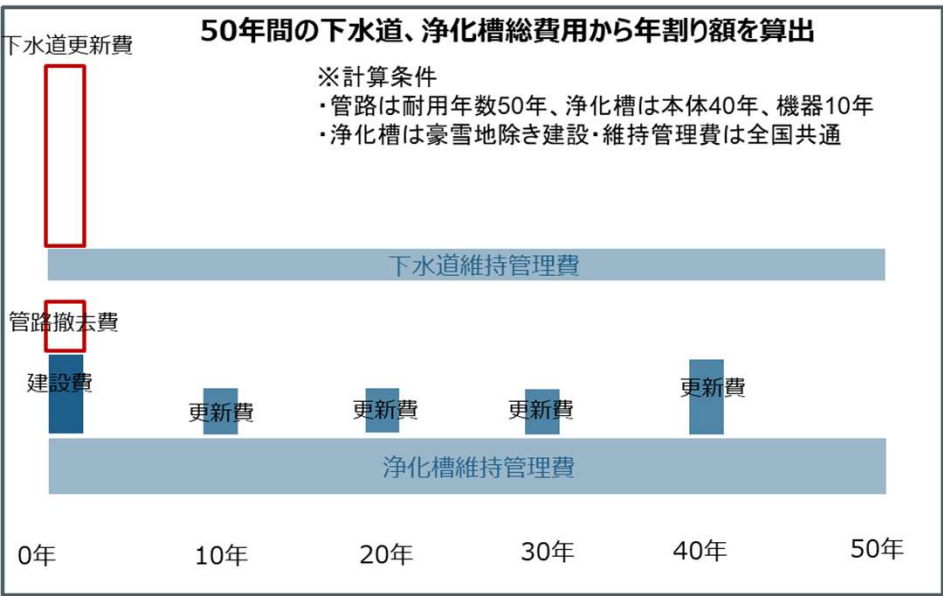
※端数調整の関係上、表示額の合計に誤差が生じる場合がある。

下水道で整備	維持管理費(D) 166,517	下水道更新費(E)		
浄化槽で整備	初期建設費(A) 484,624	更新費(B) 135,841	維持管理費(C) (50年分) 808,484	管路撤去費等 (F)

1人あたりの下水道更新費等上限額 130万円/人
+ 自治体の算出する撤去費等/20年後の人口

費用比較

自治体の算出する下水道更新費/20年後の人口



区分	項 目			前提条件	出 典
費用項目	浄化槽	建設費		5人槽1基あたりの建設費(83.7万円、豪雪地帯97.8万円を1世帯の人数2.15人で除す。	・持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成26年1月 国土交通省・農林水産省・環境省 ・集合処理方式から個別処理方式への 転換に関するQ&A(総務省、令和8年3月) ・R7国勢調査
		維持管理費		5人槽1基あたりの年間維持管理費(6.5万円/(基・年)を1世帯の人数2.15人で除す。	
		更新費	躯体	耐用年数40年、50年間で1回更新。建設費の95%(躯体55%+工事費40%)	
			機器	耐用年数10年、50年間で4回更新(躯体更新時を除いて計上)。建設費の5%	
	下水道	維持管理費		(管路+処理場の年間維持管理費)÷污水处理人口	令和4年度版 下水道統計
算定条件	物価変動		費用はすべて建設工事費デフレーターにより2025年度価格に補正	国土交通省「建設工事費デフレーター」	
	割引率		4.0%	国土交通省「費用便益分析に関する技術指針(共通編)」令和7年9月改定、「下水道事業における費用効果分析マニュアル」令和5年9月改定	

参考:ケース別の上限額	円/人
標準(一般地域・通常型)	1,262,434
豪雪地	1,346,398

※この費用の数値は時間経過等により変わりうるものであり、令和8年時点の目安値 12

①改築のタイミングからのアプローチ

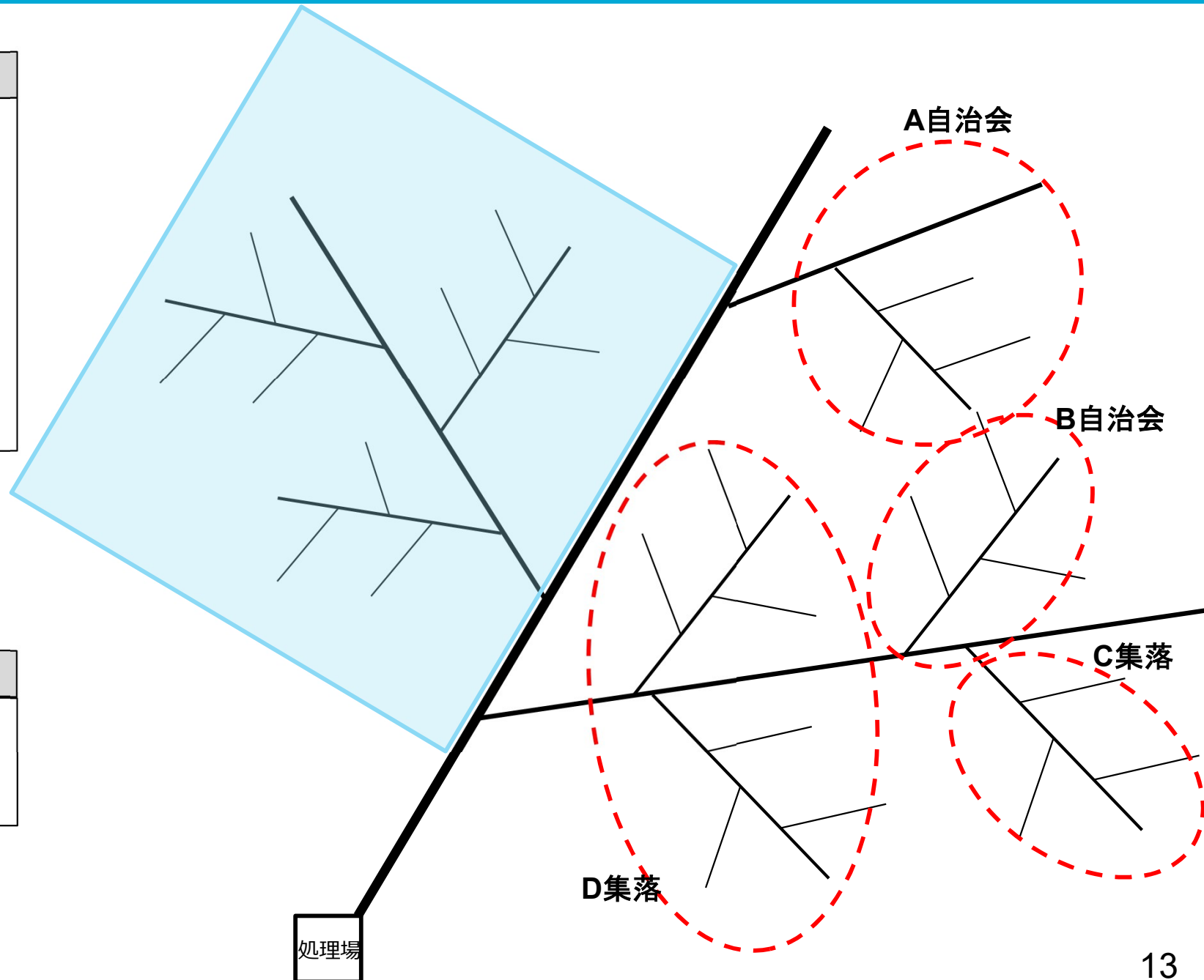
- 改築が必要になるタイミングを例えば5年単位でくくって、そのタイミングの該当区域を検討対象にする

【検討対象例】

- 次期事業計画(今後5年程度の見通し)において更新対象となる地区を設定する(青)
- 末端管から1次接続する管路を検討対象の最小単位とする。
- 1次接続する管路が全て浄化槽へ転換される場合は2次接続する管路も含めて検討する。

②居住形態からのアプローチ

- 処理区域全体、あるいは、処理区内の細分エリア(集落や自治会など地理的・地縁的につながりがあるエリアなど)



広域連携の推進に関するガイドライン

広域連携の推進に関するガイドラインの全体像

第2回検討会資料再掲

- 「広域連携の推進に関するガイドライン」は、施設の共同化や、管理の一体化に関することばかりでなく、事業運営の一体化を含め広域連携の取り組み全体を対象とする。
- 「広域化・共同化計画策定マニュアル」や「広域化・共同化計画実施マニュアル」においては、事業運営の一体化をする場合の留意事項として検討事項等の記載はあるが、事業運営の一体化の具体的な検討スキームは明記されていない。
- 「広域連携の推進に関するガイドライン」は、広域化・共同化に関する既存マニュアルの内容を統合再編しつつ、さらに、広域連携推進の計画づくりの進め方や、事業運営の一体化の具体的な検討スキーム等を示すものとする。

※赤字は、変更・追加のある事項

既存マニュアルの構成

広域化・共同化計画策定マニュアル

ブロック割の検討

計画に関する検討方法・進め方

広域化・共同化計画実施マニュアル

施設の共同化・管理の一体化の
進め方・留意事項

計画の進捗管理・見直し

下水道事業における広域化・共同化の事例集

施設の共同化・管理の一体化の取組事例

移行

今後のガイドラインの構成

広域連携の推進に関するガイドライン

①広域連携推進の計画づくりの進め方に関すること

連携の必要性やメリットの共有

枠組み(主体や対象区域等)の検討

計画に関する検討方法・進め方

②事業運営の一体化の進め方に関すること

事業運営の一体化の進め方・留意事項

施設の共同化・管理の一体化の進め方・留意事項

計画の進捗管理・見直し

広域連携の事例集

事業運営の一体化の取組事例

施設の共同化・管理の一体化の取組事例

① 広域連携推進の計画づくりの進め方に関すること

議論したい
こと

- ・広域連携の推進にあたり検討する事項や、広域連携推進計画に記載する事項について、過不足があるか
- ・各事項の考え方や具体内容はどのようなことか

実施手順

準備
段階広域連携推進
計画の内容の
具体化協議
段階広域連携推進
計画の策定事業実施
段階

検討事項の例

広域連携推進計画に定める内容

- ① 下水道管理者間の連携等の推進に関する基本的な事項
- ② 計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し
- ③ 計画区域における下水道管理者間の連携等に必要な措置に関する事項
- ④ 計画区域において下水道管理者間の連携等を行うにあたり必要な施設整備に関する事項

- ・必要性(各団体の事業運営の課題・危機意識)の共有
- ・期待される効果やメリットの具体化と共有
- ・連携の枠組み(主体、対象区域等)
- ・検討体制
- ・連携対象区域の下水道の現況・将来の見通し
- ・具体的な連携方法、必要な施設整備の内容
- ・ロードマップの作成 等

既定マニュアルの構成を参考に検討事項を追加して全体を構成

広域化・共同化計画策定マニュアル
(改訂版)

令和2年4月

総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

- 1 総論
 - 1-1 広域化・共同化計画策定の目的
 - 1-2 マニュアルの適用範囲
 - 1-3 広域化・共同化計画の策定手順
 - 1-4 広域化・共同化計画の策定体制
 - 1-5 関連計画との調整

⇒広域連携推進の法制度
⇒段階的な広域連携の考え方
- 2 基礎調査
 - 2-1 現状分析・将来予測と課題の整理
 - 2-2 意向調査

⇒連携対象区域の下水道の現況・将来の見通し
⇒必要性(各団体の事業運営の課題・危機意識)の共有
- 3 広域化・共同化ブロック割の検討
 - 3-1 各ブロックにおける検討課題の整理

⇒連携の枠組みの考え方(対象区域等)
⇒検討体制

- 4 広域化・共同化メニュー案の検討
 - 4-1 各ブロックにおける広域化・共同化メニューの提案
 - 4-2 広域化・共同化メニューとグループのマッチング検討
- 5 広域化・共同化メニューの効果検討
 - 5-1 広域化・共同化による効果の考え方
 - 5-2 総合的な評価

⇒期待される効果やメリットの具体化と共有
- 6 広域化・共同化計画への位置づけに向けた具体的な検討
 - 6-1 計画への位置づけに向けた各種検討
 - 6-2 関係団体等との調整
 - 6-3 広域化・共同化実現に向けたロードマップ

⇒具体的な連携方法、必要な施設整備の内容
⇒広域連携のロードマップ
- 7 広域化・共同化計画のとりまとめ及び進捗管理
- 8 巻末資料
 - 8-1 各種分析ツール及びマニュアル等
 - 8-2 広域化・共同化シミュレーションの事例

議論したい
こと

- ・検討整理が必要な事項や、取り組みやすくするための事項について、過不足あるか
- ・各事項の考え方や具体内容はどのようなことか

実施手順

準備 段階

一体化の方法
や協議事項の
具体化

協議 段階

合意形成
計画の策定

組織設立 段階

運営開始

検討事項の例

準備 段階

- ・一体化の方法
- ・権限と責任の所在
- ・意思決定方法
- ・費用負担の方法(一般会計繰入金等)、使用料水準の考え方
- ・実施事業の範囲
- ・個別施策(管理水準、官民連携の進め方、さらなる効率化方策など)の取扱い
- ・組織体制・職員の身分
- ・事務(システム等)の統一化
- ・議会や利用者への説明方法
- ・事業運営の一体化の開始後に整理していく事項の峻別

等

協議 段階

組織設立段階

- ・一部事務組合、広域連合の設立
- ・下水道法等の法令に基づく手続き 等

既定マニュアルの構成を参考に検討事項を追加して全体を構成

広域化・共同化計画実施マニュアル

令和6年4月

総務省
農林水産省
国土交通省
環境省

- 1 総論
 - 1-1 広域化・共同化計画推進の必要性
 - 1-2 CAPD による広域化・共同化の取組深化
 - 1-3 マニュアルの適用範囲
 - 1-4 広域化・共同化計画の位置付け
 - 1-5 広域化・共同化計画の推進体制
 - 1-6 関連計画との調整
 - 1-7 脱炭素・資源循環・DX・官民連携の推進
 - 1-8 広域化・共同化に係るマニュアルの体系
 - 1-9 事例集の活用
 - 1-10 本マニュアル活用にあたっての留意事項
- 2 計画の進捗管理
 - 2-1 計画の策定状況
 - 2-2 進捗管理の必要性と目的
 - 2-3 進捗管理の方法
 - 2-4 経営改善効果の測定

- 3 計画の変更
 - 3-1 計画変更の考え方
 - 3-2 定期的な見直し
 - 3-3 随時の見直し
 - 3-4 変更計画の公表
- 4 個別メニューの推進
 - 4-1 広域化・共同化を実施する手法
 - 4-2 各種個別メニューの事業化に適用されている主な制度
 - 4-3 事業統合・経営の一体化
 - 4-4 汚水処理の共同実施
 - 4-5 汚泥処理の共同実施
 - 4-6 施設の広域監視
 - 4-7 計画・調査委託の共同発注
 - 4-8 水質検査・特定事業場排水指導の共同発注
 - 4-9 維持管理業務の共同発注
 - 4-10 災害時対応の共同化
 - 4-11 庁内事務の共同化
 - 4-12 広域化・共同化の推進に係る各種財政支援制度

新規追加

- ・一体化の方法
- ・権限と責任の所在の整理
- ・意思決定方法
- ・費用負担の方法(一般会計繰入金等)、使用料水準の考え方
- ・実施事業の範囲
- ・個別施策(管理水準、官民連携の進め方、さらなる効率化方策など)の取扱い
- ・組織体制・職員の身分
- ・事務(システム等)の統一化
- ・議会や利用者への説明方法
- ・事業運営の一体化の開始後に整理していく事項の峻別
- ・一部事務組合、広域連合の設立
- ・下水道法等の法令に基づく手続き

意見	対応方針
・本日の意見も踏まえて、中小自治体では上下水道を一つの部局で行っている場合も多く、上下水道で横並びを図り広域連携に関するガイドラインを作成する方が担当者も読みやすいため、水道で検討中の広域連携のガイドラインなども参考にして、下水道の広域連携のガイドラインの原案を作成していただきたい。	・「水道における広域連携検討の手引き」と整合が図れるように整理
・小さい自治体においては、危機感が持てていないと感じるため、水道カルテのように下水道事業の危機的な状況に見える化することにより、自治体の危機感を醸成するとともに、内部調整の際に参考となるような、事業運営の一体化の必要性やメリットを記載頂きたい。	・「3-2.広域連携推進計画の検討手順」の中で下水道事業の危機的な状況に見えるかする考え方を整理するとともに、「2-1-1. 広域連携推進の必要性」、「2-1-4.広域連携により期待される効果」で事業運営の一体化の必要性やメリットを整理。
・広域連携をすることによって一定程度の業務量確保により、委託単価の抑制や、複数社での競争入札が行えるなどの事例を用いて、必要性を訴えてほしい。	・「2-1-4.広域連携により期待される効果」の中で整理。
・事業運営の一体化により、事務が増えるデメリットに対して、事務を受け入れるためのインセンティブや体制を記載頂きたい。	・「2-1-4.広域連携により期待される効果」の中で整理。
・(特に小規模な)自治体が下水道マネジメントを、適切に持続性を持って実施できるか等の基礎調査を実施し、現状を正確に把握することが必要である	・「3-2.広域連携推進計画の検討手順」の中で整理。
・事業運営の一体化に向けては、事業統合まで一気に駆け上がるのは困難であるため、段階的に検討が進められるようなロードマップとするべき	・「3-1. 広域連携推進計画の内容」や「3-2.広域連携推進計画の検討手順」の中で整理。
・地方自治法上の広域計画等、他の計画と下水道法上の広域連携推進計画との整合性について、記載して頂きたい。	・「4-1. 事業運営の一体化」の中で整理。
・事例を踏まえて、事業運営の一体化の様々な方法を記載していただきたい	・「4-1. 事業運営の一体化」の中で整理。
・雨水事業の取扱いや、新組織に雨水事業を移管する際に、責任・権限を事務の委託等で市町村に戻せるかなどを整理いただきたい。	・「4-1. 事業運営の一体化」の中で整理。
・意思決定プロセス、災害時の指揮命令、新組織で実施可能な業務範囲、リスク項目や責任範囲などを具体的に記載し、実務者にとってわかりやすいものにしてほしい。	・「4-1. 事業運営の一体化」の中で整理。
・大都市が中小都市の下水道事業を代行する際に、緊急時に中小都市の業者でも対応できるよう、大都市が発注する維持管理業務に中小都市の業者が入れるよう調整することも考えられる。	・「4-1. 事業運営の一体化」の中で整理。
・近年下水道管理者を置く自治体が減少傾向にあるため、事業運営の一体化を進めるためには、地方公営企業法の適用範囲に応じた方法を考える必要がある。	法適用の範囲に応じて事業間で生ずる差異(公営企業管理者設置の有無等)について、ガイドラインにおいて整理する

広域連携の推進に関するガイドラインの目次構成(案)

- 今後、上下水道一体で広域連携が進むことも念頭におき、地方公共団体の職員が読みやすいように、並行して作成が進む「水道における広域連携検討の手引き」と整合が図れるように整理

水道における改定版手引きの目次構成案

I 章 総論

1. 手引きの内容
2. 水道広域連携の歴史と今後の見通し

II 章 広域連携の推進について

1. 広域連携の形態・定義と効果
2. 広域連携の基本的な進め方
 - 2.1 検討対象地域
 - 2.2 検討体制等
 - 2.3 広域連携の検討方法
3. 広域連携効果の検討事例とまとめ方
 - 3.1 効果の検討事例一覧表
 - 3.2 まとめ方の留意事項

III 章 広域連携の導入手順とフォローアップ

1. 事業統合・経営の一体化の導入手順
 - 1.1 経営の一体化
 - 1.2 事業統合
2. 施設の共同化・管理の一体化の導入手順
3. 都道府県(水道行政)による導入支援
4. フォローアップ

IV 章 優良事例と広域化連携効果

1. 効果一覧
- 2～4. 調査を踏まえた効果の整理(手法・効果別)
5. 事例を踏まえた検討の進め方について
6. 先行事例集

参考資料編

- I 章 広域連携効果の検討事例
- II 章 事業体における参考資料

広域連携推進のガイドラインの目次構成案

I 章 総論

- 1-1. ガイドラインの内容
 - 1-1-1. ガイドライン策定の目的
 - 1-1-2. ガイドラインの構成と内容
 - 1-1-3. ガイドラインの適用範囲

II 章 汚水処理事業の広域連携の推進

- 2-1. 汚水処理事業の広域連携の基本的な考え方
 - 2-1-1. 広域連携推進の必要性
 - 2-1-2. 汚水処理事業の広域連携の歴史と今後の見通し
 - 2-1-3. 広域連携の取組の分類と段階的な推進
 - 2-1-4. 広域連携により期待される効果
 - 2-1-5. 広域連携の進め方
 - 2-1-6. 合意形成の進め方
- 2-2. 広域連携に関する基礎知識
 - 2-2-1. 広域連携推進に係る法改正
 - 2-2-3. 広域連携を実施するための準拠法令
 - 2-2-7. 広域連携の推進体制
 - 2-2-10. 広域連携の各手法の先行事例

事業運営の一体化の必要性を記載(2-1-1)

①

事業運営の一体化のメリットを記載(2-1-4)

②

III 章 広域連携推進計画の策定

- 3-1. 広域連携推進計画の内容
 - 3-1-1. 広域連携推進計画の位置付
 - 3-1-3. 広域連携推進計画の記載事項
- 3-2. 広域連携推進計画の検討手順
- 3-3. 広域連携推進計画の策定

下水道事業の現況・分析例を記載(下水道カルテの紹介)(3-2)
事業運営の一体化を進める上での検討の進め方を記載(3-2)

③

④

IV 章 広域連携の導入手順フォローアップ

- 4-1. 事業運営の一体化
 - 4-1-1. 事業運営の一体化の種類
 - 4-1-2. 下水道管理者の配置(権限と責任の所在の整理)
 - 4-1-3. 費用負担の考え方(一般会計繰入金、使用料等)
 - 4-1-4. 意思決定の方法
 - 4-1-7. 一体化における雨水事業の取り扱い
 - 4-1-9. 都道府県が参加する広域連携における留意事項
 - 4-1-12. 事業運営の一体化に必要な手続き
- 4-2. 施設の共同化
- 4-3. 管理の一体化
- 4-4. その他の取組
- 4-5. 計画の進捗管理

事業運営の一体化の手法について記載(4-1-1)

⑤

- 職員の減少、維持管理・更新費の増大という状況下、小規模な自治体では単独で改築はもとより、日々の維持管理や軽微な災害対応すら行うことが困難になりつつあるなど、上下水道事業の持続性の懸念が高まっている。
- 都道府県、市町村等の関係者において、各地域の将来的な課題の共有などにより、健全な危機感の醸成を図るとともに、広域連携(特に事業運営の一体化)の効果等を明確化することで、事業運営の一体化に取り組む必要性について意識を共有することが必要である。
- 将来的に持続可能な事業運営に向けては、事業運営の一体化により、執行体制の強化や事務の効率化、コスト縮減等、様々な効果が期待できる。

上下水道事業の課題

ヒト

脆弱な組織体制

- 水道/下水道事業に携わる職員数は、ピーク時と比べ、4割前後減少
- 5万人規模以下の事業体では、平均職員数が10数名以下での運営を余儀なくされている状況

モノ

老朽化の進行: 高度経済成長期に整備された施設が老朽化

- ㊤ : 年間約2万件の漏水・破損事故が発生
- ㊤㊦: 耐用年数を超えた管路の割合が年々上昇中(R4年度: ㊤23.6% ㊦7%)
- ㊦ : 年間約2,600件の下水道起因道路陥没事故が発生

耐震化の遅れ

- ㊤ ㊦: 重要施設への水道・下水道管路の両方が耐震化されている重要施設は約15%。大規模災害時には断水やトイレが使用できない期間が長期化するリスク。

施設能力の余裕: 人口減少による水需要／排水量の減少

カネ

脆弱な経営基盤:

- ㊤㊦: 上下水道事業は主に市町村単位で運営されており、小規模事業者ほど料金回収率／経費回収率が低い状況
- 計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い

これらの課題を解決し、将来にわたり、安全な水の安定供給や汚水処理サービスを維持していくために、上下水道の基盤強化、特に広域連携を図ることが必要不可欠

特に、中小規模の事業体では上記のような問題が現実になっており、今後も加速度的に問題が深刻化することを踏まえた対応が必要

出典: 上下水道政策の基本的なあり方検討会 第4回資料抜粋

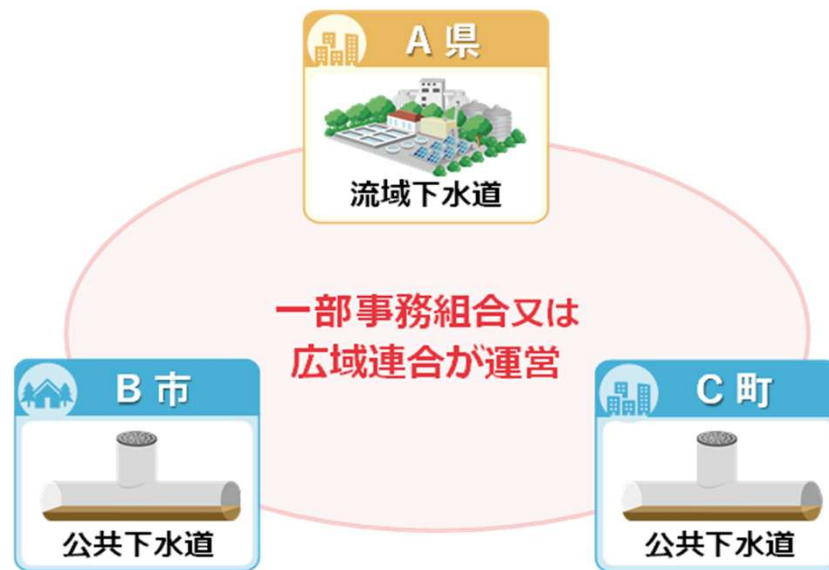
広域連携により期待される効果

広域連携形態		内 容	期待される主な効果
事業統合		・ <u>経営主体も事業も一つに統合された形態</u> (下水道法の事業計画、組織、料金体系、管理が一体化されている)	・ 分業体制の確保や専門性の向上による業務執行力の向上 ・ 組織内の応援体制の充実による災害対応力の強化 ・ 中長期的な人材確保への寄与
経営の一体化		・ <u>経営主体は同一だが、下水道法の事業計画上、事業は別形態</u> (組織、管理が一体化されている。事業計画及び料金体系は異なる)	・ 発注規模の拡大による効果的な官民連携、規格の統一化の促進 ・ ハード・ソフト両面での生産性の向上の推進
業務の共同化	管理の一体化	・ 維持管理の共同実施・共同委託(水質検査や施設管理等) ・ 総務系事務の共同実施、共同委託	・ 維持管理費用等の削減 ・ 施設稼働率の向上 ・ 管理水準、技術水準の確保
	施設の共同化	・ 下水道施設の共同設置・共用 (下水処理場・汚泥処理施設など)	
その他		・ 災害時の相互応援体制の整備、資材の共同整備等	・ 組織内の応援体制の充実による災害対応力の強化 ・ 台帳や給排水工事手続きなど各種システムの統一、DXの推進

都道府県により公共下水道の管理ができる特例

- これまでの下水道法では、公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は市町村が行うものとされており、都道府県が自ら公共下水道を管理することは不可とされていた。
- 令和8年下水道法の改正により、第3条第3項に基づき、都道府県自らが公共下水道の管理ができる特例が創設された。また、都道府県が参加する一部事務組合や広域連合が公共下水道を管理する場合についても、本特例を適用できる。
- 本特例の活用にあたっては、広域連携推進計画に当該都道府県による公共下水道の管理に関する事項が定められている必要がある。

○都道府県が参加する一部事務組合や広域連合が公共下水道を管理するパターン



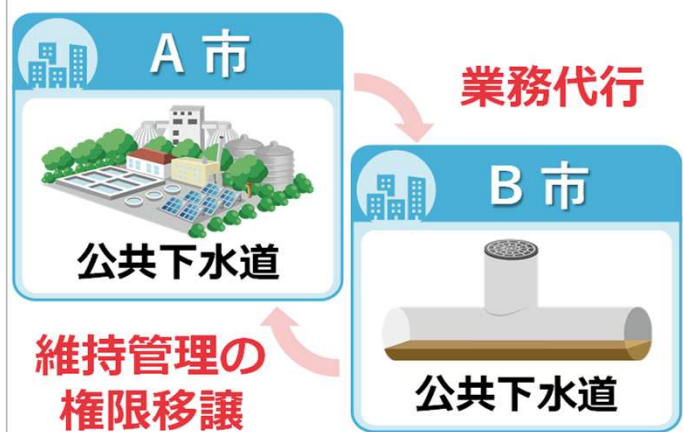
A県・B市・C町で一部事務組合や広域連合を設立し、流域下水道・公共下水道を一体的に管理

連携協力下水道制度

- 連携協力下水道は、二以上の下水道管理者間の連携及び協力により施設の管理を効率的かつ効果的に行うための方法である。
- 広域連携推進計画に連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならない。
- 連携協力下水道の管理に要する費用の負担については、関係下水道管理者が協議して定めるものとする。
- 地方自治法の事務の委託や事務の代替執行と異なり、議会の議決が不要で、管理者間の合意により実施することができる。なお、代行側の管理瑕疵によるリスクを代行側が負うことを前提となる

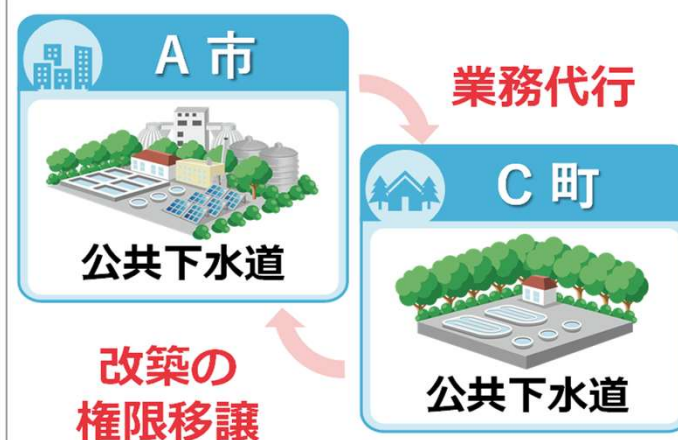
○連携協力下水道制度の活用イメージ

維持管理を権限代行する場合



A市がB市公共下水道の維持管理に係る権限移譲を受け、A市・B市の維持管理を一体的に実施

改築を権限代行する場合



A市がC町公共下水道の改築に係る権限移譲を受け、A市・C町の改築を一体的に実施

維持管理・改築を権限代行する場合



A県がD村公共下水道の維持管理・改築に係る権限移譲を受け、A県・D村の維持管理・改築を一体的に実施

都道府県協議会と管理者協議会

- 都道府県協議会は、広域連携推進計画を定めようとする都道府県が、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる制度である。
- 都道府県協議会の構成員は下図に示すとおりであり、広域連携推進計画を定めようとする「都道府県」、「関係下水道管理者（都道府県内の市町村の下水道管理者）」、「学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者」の三者で構成する。
- 広域連携推進計画の策定にあたっては、都道府県協議会を設置し検討を進めることを原則とする。



- 管理者協議会は、下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる制度である。
- 管理者協議会では、広域連携推進計画の策定を促すにあたり事前に協議することや、事業運営の一体化を検討する場合の実務的、詳細な協議をすることが有効と考えられる。
- 地方自治法の協議会制度と異なり、議会の手続き等が不要で、下水道管理者の他、国や都道府県、下水道事業団、下水道公社等の参画も可能であり、連携の方向性や役割分担についての具体的な方策を協議する場として簡便な制度である。
- 管理者協議会は、改正前の下水道法第31条の4で規定されていた「下水道協議会制度」に相当するものである。

広域連携推進計画について

- 広域連携推進計画は、令和8年改正下水道法に基づく法定計画で、下水道事業において国が定める基本方針に基づき、複数の団体による広域連携を推進するために策定する。
- 策定にあたっては、既存の広域化・共同化計画の内容は有効なものとして受け継いでよく、「下水道事業の現況・将来の分析を踏まえ、事業の持続性の検討」、「事業運営の一体化等の下水道管理者間の連携内容」の2つの観点を新たに記載する。
- また、まず既存の広域化・共同化計画のブロック単位で広域連携推進計画を策定することは可能及び現実的に進めやすく、将来的には都道府県全体での計画を目指すとともに、他の汚水処理事業を同計画に含めることも可能。

記載項目		具体的な記載内容の例
1. 下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項		導入を目指す広域連携の目的と内容、計画区域（計画の対象となる下水道管理者）、計画期間 ※既存の広域化・共同化計画から新たに追加・更新が必要な項目
2. 計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し		ア. 執行体制に関する事項（例：職員の推移、組織の課題 等） イ. 施設に関する事項（施設の老朽化の状況 等） ウ. 経営に関する事項（下水道料金、収支見通し 等） の3つの項目について、現状、今後の事業の持続性に係る課題を示したうえで、課題解決のために必要な広域連携の方向性を記載
3. 計画区域における下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項		下水道管理者の間の連携等の対象となる区域のまとまりごとに連携等の具体的な内容等
	(1) 市町村の区域を超えた広域的な下水道管理者の間の連携	ア. 取組に関わる下水道管理者名 イ. 対象施設 ウ. 広域連携の手法
	(2) 二以上の下水道管理者の一体的な管理	エ. 手法の導入目的 オ. 手法実施のスケジュール の5つの事項について記載
4. 計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項		・ 下水処理施設の統廃合（自団体内での統廃合含む）、下水道台帳システムの統合、老朽化対策や耐震化の推進 等

広域連携推進計画策定に向けた検討の進め方

- 広域連携推進計画策定に向けては、下記の4ステップで実施する。ただし策定の前提として、執行体制、保有施設、経営等について、現状、今後の持続性に係る課題を示したうえで、課題解決のために必要な広域連携の方向性についての検討を実施するものとする。
- STEP1では、既存の「広域化・共同化計画」のブロックを起点としてよいことや、都道府県や政令市・中核市が核となって検討を進めることをガイドラインに記載
- STEP2,3では、ヒト・モノ・カネの観点で下水道事業の現況・将来の分析を踏まえ、中期・長期の時間軸で事業の持続性の検討を行うことをガイドラインに記載。
- STEP4では、下水道管理者等の間の事業運営の一体化等の連携内容、連携等を行うにあたり必要な施設整備を検討することをガイドラインに記載

各地域の将来的な課題の共有などにより、健全な危機感の醸成

STEP1
検討ブロック・体制の構築

検討ブロックの設定

検討体制の構築

STEP2
現状分析・課題抽出・
管理者内共有

対応困難な業務・推進すべき施策を抽出

A市での
抽出結果

B市での
抽出結果

C町での
抽出結果

D村での
抽出結果

STEP3
管理者間の照合と一致点の
確認

対応困難な業務・推進すべき施策により
管理者間の照合と一致点の確認

A市での
抽出結果

B市での
抽出結果

C町での
抽出結果

D村での
抽出結果

STEP4
広域連携の方法・方策の
抽出・整理

広域連携の方法・方策の検討

A市・B市・C町
事業運営の一体化

A市・B市
施設の共同化

C町・D町
管理の一体化

広域連携のロードマップ作成

広域連携推進計画（案）

既存の枠組みや管理者協議会等の活用による検討・協議

都道府県協議会を設置し広域連携推進計画の作成に
関して協議

下水道法に基づく都道府県協議会（法定）の設立を原則に据え、円滑な合意形成を念頭に置いて、連携する下水道管理者を設定

ヒト・モノ・カネの視点で現状分析を実施、特にヒトの視点に着目し、執行体制の持続可能性について中期・長期の時間軸で考えることが重要

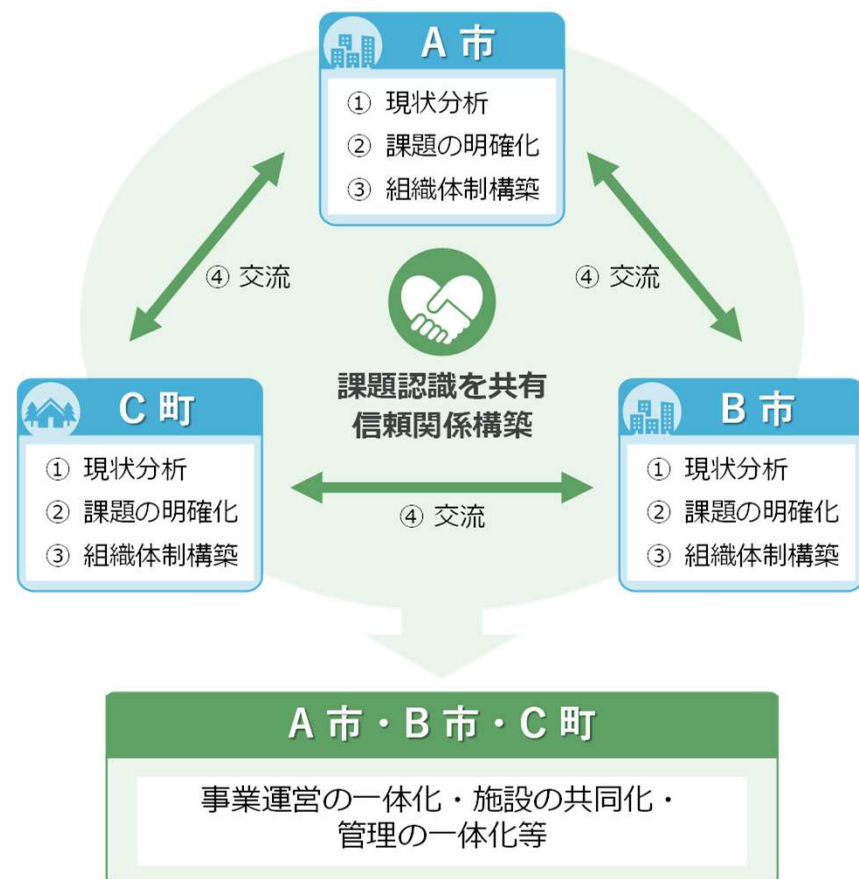
照合と一致点の確認時は勉強会・ワークショップ形式で実施し、お互いに執行体制面での課題や対応困難な業務について意見交換、課題認識を広範に共有し、信頼関係を構築

事業運営の一体化の合意形成、実現には期間を要するため、施設の共同化や管理の一体化等早期にできることから着実に推進しつつ、中長期的な視点で事業運営の一体化へ段階的に移行することも有効

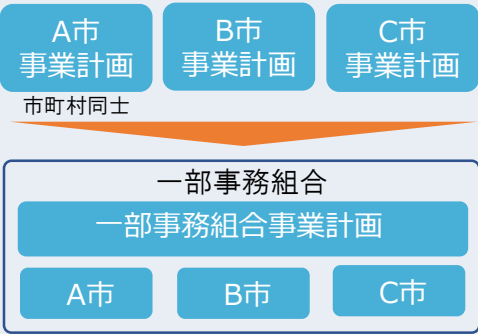
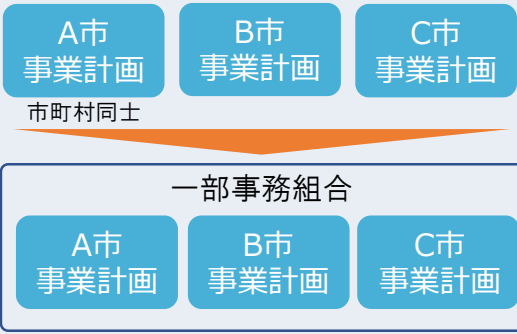
事業運営の一体化に向けた進め方

- 事業運営の一体化に向けた一歩として、地方公共団体内部や近隣団体同士で、下水道事業の課題認識の共有や信頼関係の醸成を図り、主体的に取り組むことが重要である。
- それらの取組を基盤として、施設の共同化や管理の一体化等できることから着実に推進しつつ、中長期的な視点で事業運営の一体化への移行に向けた検討を行う。
- 事業運営の一体化の実施においても、使用料を統一しない「経営の一体化」から段階的に実施することや、事業運営の一体化について合意形成が得られた団体から段階的に実施することも有効。

事業運営の一体化に向けた一歩

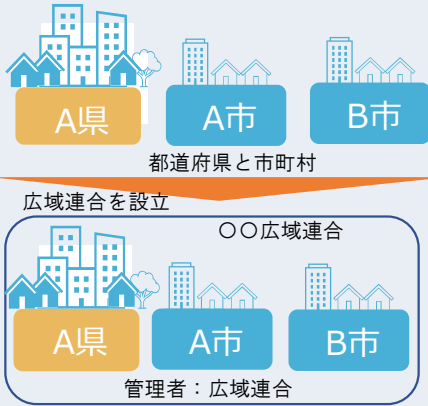
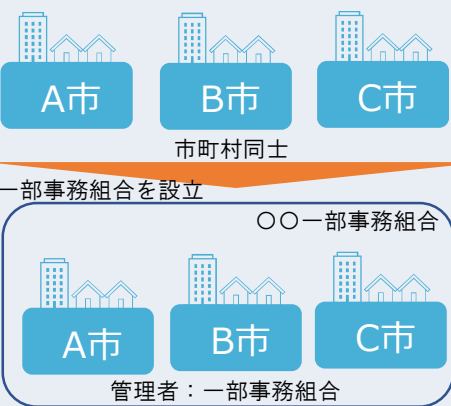
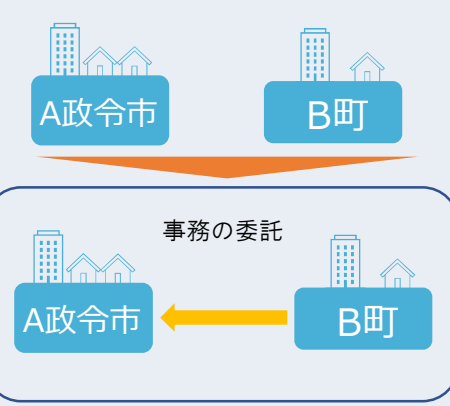


事業運営の一体化の形態

項目	事業統合	経営の一体化
説明	経営主体も事業も一つに統合された形態	経営主体は同一だが、下水道法の事業計画上、事業は別形態
イメージ図		
統合する事項	経営主体、下水道法の事業計画、組織、会計、使用料体系、管理	経営主体、組織、管理
統合しない事項	—	下水道法の事業計画、会計、使用料体系

事業運営の一体化の手法

- 事業運営の一体化を実現するための手法として、広域連合、一部事務組合、事務の委託の3ケースについて、適用ケースを整理

項目	新たな組織を設立する場合		既存の組織を活用して行う場合	
手法	広域連合	一部事務組合	都道府県が管理できる特例	事務の委託
イメージ図				
適用ケース	都道府県と市町村で流域下水道と公共下水道の2事業を継続する場合	- 市町村同士で事業運営の一体化を行う場合 - 下水道事業以外の事業も合わせて事業運営の一体化の対象とする場合は、複合的一部事務組合を適用	都道府県が公共下水道を管理する場合	政令市・中核市等の大きな市と小さな市町村

事業運営の一体化における費用負担の方法

- 下水道事業は、一般会計からの繰り入れにより整備等を行う雨水事業があることから、事業統合、経営の一体化の両ケースにおいて、財源フローを整理。

一体化の区分	説明	財源フロー
事業統合	・事業統合により会計・使用料を統一 ・一般会計による負担金は、構成市町村の汚水量や事業量の事業規模に応じた比率等で按分	
経営の一体化	・経営の一体化により会計・使用料は別々 ・一般会計による負担金は、構成市町村の各事業の必要額を支払い	

雨水事業の取り扱いのパターン

○ 雨水事業は、財源が全額公費の住民の生命及び財産の保護に直結する重要な事業であること、構成市町村は、水防法に基づく水防管理者としての責務を有することから、汚水・雨水を一体化をする場合と汚水のみを一体化する場合の2ケースを想定、各団体の実情に応じて合意形成により決定

項目	ケース1	ケース2
考え方	汚水・雨水を全て一部事務組合等に移行	汚水のみを一部事務組合等に移行、雨水は構成市町村に残す
イメージ図		
下水道管理者	汚水・雨水:一部事務組合等	汚水:一部事務組合等 雨水:A市・B市
水防管理者	A市長・B市長	A市長・B市長
下水道事業の財政負担	A市・B市	A市・B市
特徴・留意事項	・汚水・雨水を一部事務組合で一体的に管理できる ・雨水事業に係る下水道管理者としての施策決定とその財政負担の合意形成の方法、浸水被害発生時の責任分担等を協議した上で、一部事務組合とA市・B市との連携による雨水出水による被害軽減の取組が必要	・汚水と雨水はそれぞれ異なる組織で管理が必要となることから、構成市町村側の執行体制の維持が必要 ・雨水事業に係る下水道管理者としての施策決定、財政負担、水防法上の責任・権限を一元的に管理できる